

長崎県訪問看護ステーション人材確保事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 県は、在宅医療と介護の一体的な提供体制の充実を図るため、質の高い訪問看護師の確保・定着に向け、計画的に訪問看護師を育成する訪問看護ステーションに対し、「長崎県訪問看護ステーション人材確保事業補助金」(以下、「補助金」という。)を交付するものとする。

その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示460号の9)及び長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、次項に定めるところによる。

- 1 「訪問看護」とは、介護保険法第8条第4項、健康保険法第88条に規定するものをいう。
- 2 「看護職」とは、保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。
- 3 「訪問看護未経験」とは、過去に訪問看護の業務(医療機関からのみなしを含む)に従事した経験のない看護職をいう。
- 4 「特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第4号に規定される研修をいい、在宅・慢性期領域パッケージ化された研修に限る。(研修場所は県内外を問わない)

(補助金交付の対象事業者)

第3条 この要領において補助金の交付を受けることができる者は、補助金申請時点で、介護保険法第41条第1項本文の指定を受け1年以上経過した県内事業者で、次の各号のいずれかに該当する訪問看護ステーションとする。

- (1) 訪問看護未経験者を育成し、定着を図るため、次のアからエまでの全てを満たす訪問看護ステーション。
 - (ア) 訪問看護経験3年以上の看護職員を2名以上配置していること。
 - (イ) 訪問看護経験が豊富な看護職を指導者としてあてることができること。
 - (ウ) 以下の要件をすべて満たす訪問看護未経験の看護職を雇用すること。
 - a) 補助金申請年度内に雇用された者。
 - b) 当該訪問看護ステーションに専従して勤務すること。
 - c) 雇用形態は常勤・非常勤を問わない。ただし、育成期間中の週平均勤務時間が概ね20時間を下回らないこと。
 - d) 1年以上雇用する見込みであること。
 - (エ) 雇用した訪問看護未経験の看護職について、長崎県訪問看護サポートセンター「新卒(新人)訪問看護師育成プログラム」を活用する等、育成に必要な期間の育成計画を定め実践するとともに、育成の段階ごとに定めた目標に対する達成状況について評価を行うことにより、定着に向けた計画的な育成を図ること。
- (2) 特定行為研修を看護職員に受講させ、質の高い訪問看護師の育成、定着を図るとともに、地域における多職種連携により、在宅医療に従事する医師の負担

軽減に繋げる等、地域の在宅医療及び介護の一体的な提供体制の充実に寄与するため、次のアからエまでの全てを満たす訪問看護ステーション。

(ア) 補助金申請年度に、当該訪問看護ステーションに所属する訪問看護師に特定行為研修を受講開始させること。

(イ) 受講者が安心して受講できる職場環境整備のため、以下の条件をすべて満たす代替職員を雇用すること。

α) 特定行為研修を受講する看護師が従来担っていた業務負担を補完するために雇用された者。ただし、代替職員の業務内容は、必ずしも受講者が従来担ってきた訪問看護業務の全てを直接担わずとも、受講者以外の訪問看護職を含めた、当該訪問看護ステーション職員の業務負担軽減に繋がる業務の一部を担うことで差支えなく、業務内容に応じた職種、雇用期間でよい。

β) 雇用形態は、常勤・非常勤を問わない。

(ウ) 特定行為研修受講修了者が、当該訪問看護ステーションで、習得した臨床推論に基づくアセスメントと判断、医師への的確な報告、必要に応じ医師の手順書に基づく特定行為の実践等、習得した知識、技術を、地域内で活用し促進できるよう、事業所としての行動計画を作成すること。なお、行動計画には、地域内の訪問看護師の人材育成に貢献する活動を加えるよう努めること。

(補助金の対象期間及び対象経費)

第4条 補助金の対象期間の始期は、前条各号にそれぞれ規定する看護未経験者又は特定行為研修受講者の代替職員を雇用開始する日とし、補助金の対象経費は、前条各号の事業を実施するための経費で別表に掲げるものとする。

(補助金額)

第5条 前条で規定する対象経費と基準額を比較して低い方の額に2分の1を乗じた額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

(事業所の採択)

第6条 予算の範囲内で事業所を決定する。応募事業所が多数の場合は、次の各項の訪問看護ステーションを優先し、予算の範囲内により選定する。応募事業所が少数の場合には、再募集を行うことがある。

(1) 過疎地域の訪問看護ステーション

(長崎県過疎地域持続的発展方針において、過疎地域に指定された地域：平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、島原市、雲仙市、南島原市、東彼杵町、小値賀町、新上五島町、長崎市(旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧三和町、旧外海町の区域)、佐世保市(旧吉井町、旧世知原町、旧宇久町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町の区域)諫早市(旧小長井町)の計15市町)

(2) 小規模(常勤換算数：4名未満)の訪問看護ステーション

(3) 第3条第1項第2号に規定する特定行為研修を受講させる訪問看護ステーション

(交付申請)

第7条 交付申請手続きの際に提出が必要な書類は以下のとおりとする。

「長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱」に定める申請書等の様式と併せて、以下の様式を提出すること。

1 訪問看護未経験者の雇用を行う訪問看護ステーション

- (1) 事業計画書 (別紙1-1, 1-2)
- (2) 経費所要額調 (別紙2-1)
- (3) 収支予算書 (別紙2-2)
- (4) 雇用予定者の履歴書(写)
- (5) 雇用予定者の資格を証明する書類(写)
- (6) 訪問看護未経験者の育成計画書類

2 訪問看護師に、特定行為研修(在宅・慢性期領域パッケージに限る)を受講させ、その受講期間中に代替職員を雇用する訪問看護ステーション

- (1) 事業計画書 (別紙3-1, 3-2)
- (2) 経費所要額調 (別紙2-1)
- (3) 収支予算書 (別紙2-2)
- (4) 特定行為研修受講決定を証する通知等の写し
- (5) 雇用予定の代替職員の労働条件通知(案)の写し(雇用期間、業務内容等が分かる書類)

(実績報告)

第8条 実績報告の際に提出が必要な書類は以下のとおりとする。提出期限は事業終了後30日後以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までとする。

「長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱」に定める申請書等の様式と併せて、以下の様式を提出すること。

1 訪問看護未経験者の雇用を行う訪問看護ステーション

- (1) 実績報告書 (別紙5)
- (2) 経費精算額調 (別紙4-1)
- (3) 収支決算書 (別紙4-2)
- (4) 育成評価書類(事業終了時点のチェックシートや研修受講履歴など:任意様式)
- (5) 支出証拠書類 (給与や勤務時間、対象経費の詳細がわかるもの:任意様式)

2 訪問看護師に、特定行為研修(在宅・慢性期領域パッケージに限る)を受講させ、その受講期間中に代替職員を雇用する訪問看護ステーション

- (1) 実績報告書 (別紙6)
- (2) 経費精算額調 (別紙4-1)
- (3) 収支決算書 (別紙4-2)
- (4) 雇用する者の業務実績が分かる書類(任意)
- (5) 支出証拠書類(給与や勤務時間、対象経費の詳細がわかるもの:任意様式)
- (6) 特定行為研修受講者研修修了証 (※研修修了後提出)
- (7) 特定行為研修修了者の活動計画 (※研修終了後提出)

(その他)

第9条 この要領のほか、必要な事項については、県が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和２年 ９月１５日から施行する。

この要領は、令和４年 ５月１０日から施行する。

この要領は、令和６年 ６月１４日から施行する。

この要領は、令和７年 ５月１９日から施行する。

(別 表)

対象事業	訪問看護ステーションの類型	対象経費	基準額	補助率
第3条(1)に規定する事業 (訪問看護未経験者の育成・定着)	第6条(2)第1項に該当する訪問看護ステーション	補助対象の始期となる月から6か月以内に生じた第3条(1)の事業実施に係る人件費(給料、報酬、賃金、法定福利費、福利厚生費、賞与、手当等)及び研修等参加に係る経費(旅費、役務費等)	1,200,000 円 ※1	1/2 以内
	第6条各号第1項に該当しない以外の訪問看護ステーション	補助対象の始期となる月から3か月以内に生じた第3条(1)の事業実施に係る人件費(給料、報酬、賃金、法定福利費、福利厚生費、賞与、手当等)及び研修等参加に係る経費(旅費、役務費等)	600,000 円 ※1	
第3条(2)に規定する事業 (特定行為研修受講)	第6条(3)第2項に該当する訪問看護ステーション	補助対象の始期となる月から補助対象年度内に生じた第3条(2)の事業実施に係る代替職員雇用にかかる人件費(給料、報酬、賃金、法定福利費、福利厚生費、賞与、手当等)	2,400,000 円 ※1	1/2 以内

※1 ただし、当該雇用する者が補助対象経費の算定期間未満で退職した場合は、雇用開始した月から退職した月までの補助対象月数に 20 万円を乗じた額を基準額とする。

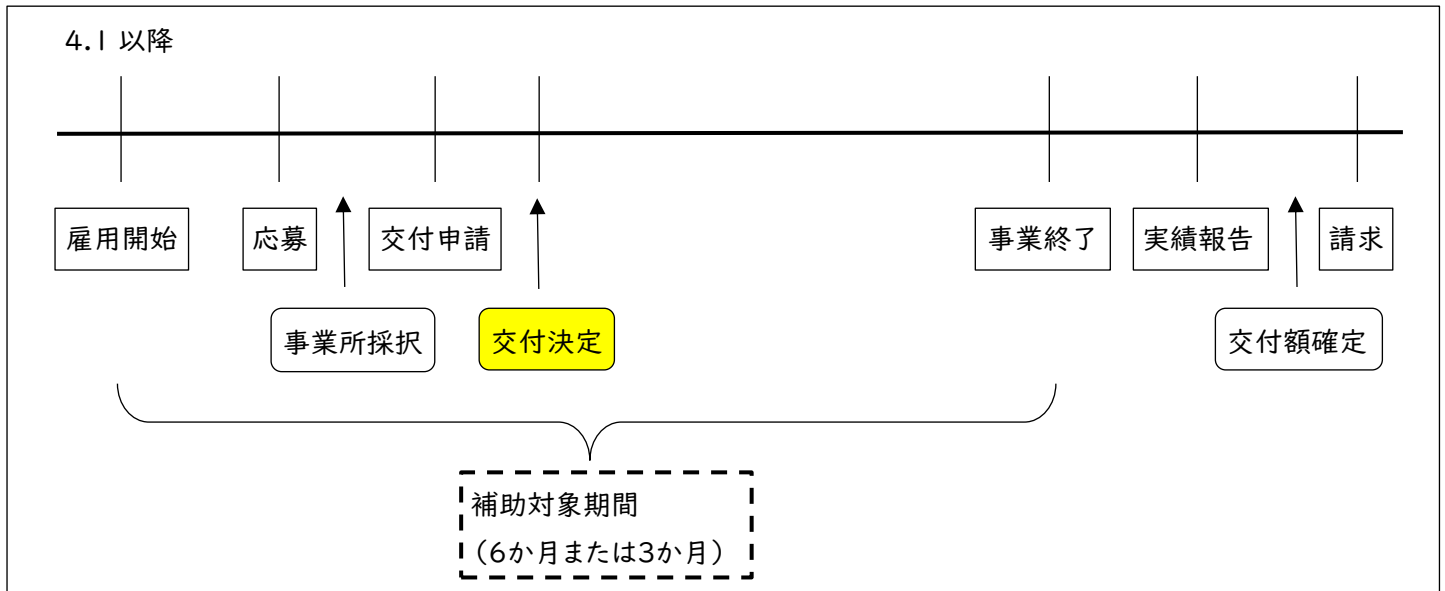
(参考) 雇用開始時期と補助対象期間の考え方

事業所実施事項

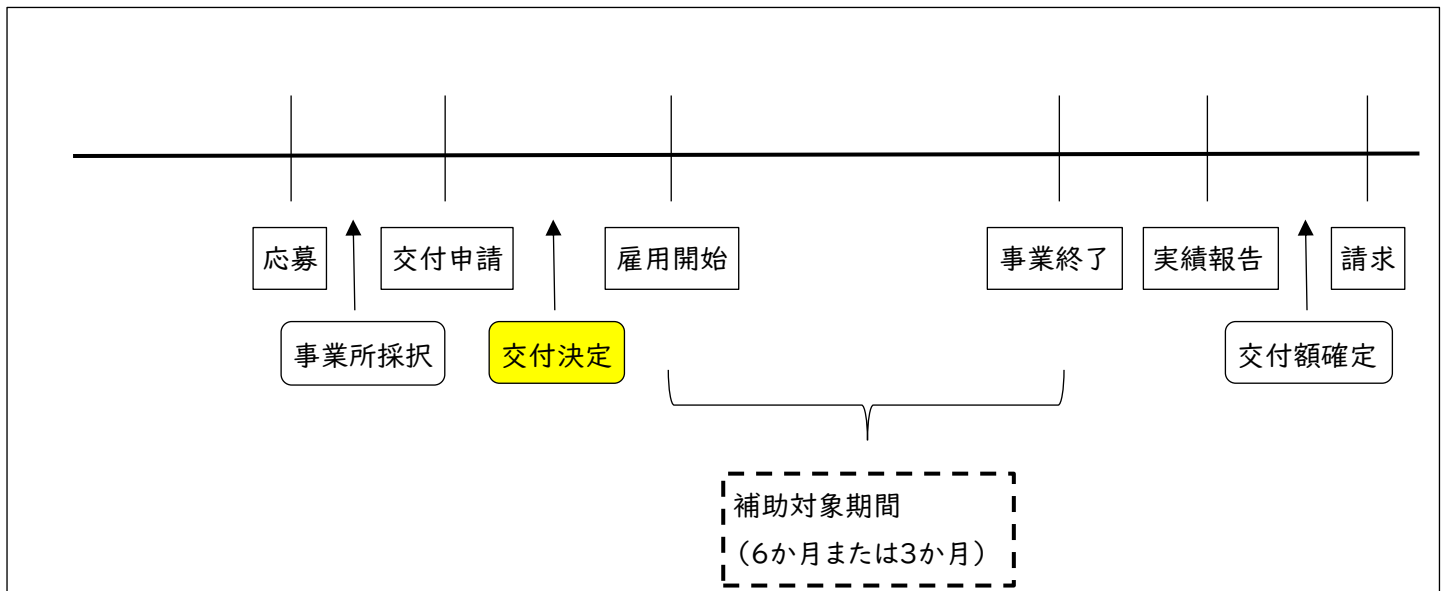
県実施事項

I 訪問看護未経験者の雇用を行う訪問看護ステーション

(1) 交付決定前に雇用開始している場合



(2) 交付決定後に雇用開始する場合



2 訪問看護師に、特定行為研修（在宅・慢性期領域パッケージに限る）を受講させ、その受講期間中に代替職員を雇用する訪問看護ステーション

